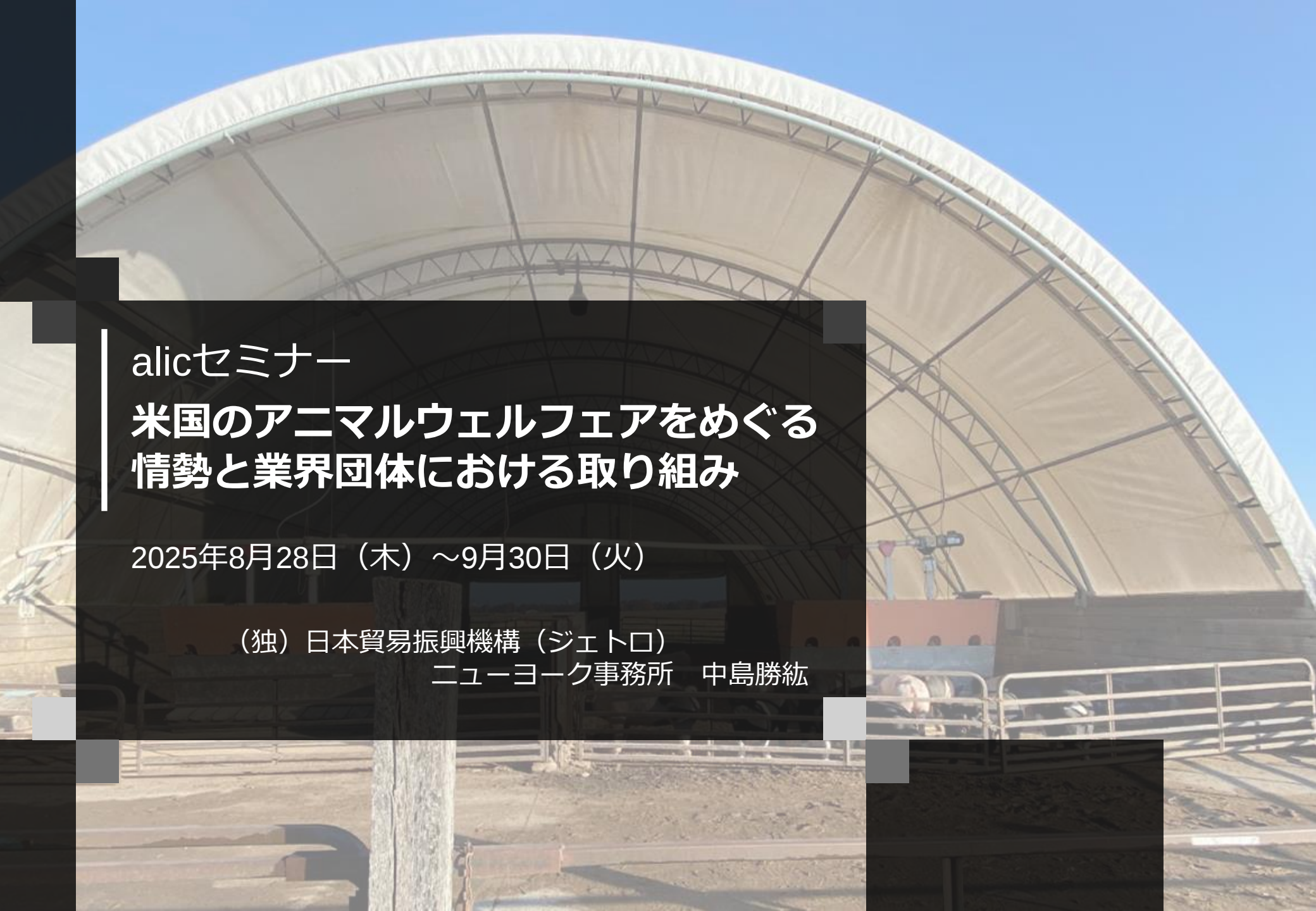




alicセミナー

米国のアニマルウェルフェアをめぐる 情勢と業界団体における取り組み

2025年8月28日（木）～9月30日（火）

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所 中島勝紘

alicセミナー受講にあたっての注意事項

- 本セミナーをお申込みいただいた方以外へのURLの転送はご遠慮ください。
- 録画、録音、資料印刷等の保存行為につきましてはご遠慮ください。
- YouTubeの動画視聴に関する技術的なご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。
- ご登録いただいたアドレスは、alicセミナーの開催以外の目的で利用いたしません。
- セミナー後は、アンケートにご協力をお願いします。
下記URLのアンケートフォームからご回答ください。

<https://www.alic.go.jp/consumer/foods/event.html>

セミナーの流れ

- 
- **01** 米国におけるアニマルウェルフェア（AW）に関する政策の概要・運用
 - **02** 生産者団体による受け止めと対応
 - **03** 消費への影響と消費者の受け止め
 - **04** 今後の展望・課題
 - **05** おわりに・御案内

01 米国におけるAWに関する政策の概要・運用

01-① 連邦政府におけるAWの制度の運用

米国の連邦政府によるAWの制度は米国農務省（USDA）が所管しており下記4つが定められる。

- ペットや実験動物などを対象とした「動物福祉法（AWA）」
- 馬の展示、販売、輸送などを規制する「馬保護法（HPA）」
- 家畜の輸送時の取り扱いを規制する「28時間法」
- と畜場・食鳥処理場における家畜・家きんの取り扱い方法を定めた「家畜の人道的と畜法（HMSA）」
「食鳥検査法（PPIA）」

○米国農務省（USDA）について

USDAは、農業、畜産、林業に加え、農村開発、食品の品質・安全性、栄養供給、海外における関連の調査・開発等に関する政策立案及び実行を行う。

2025年8月現在、長官はブルック・ロリンズ氏。USDA内には、農場サービス局（FSA）、経済調査局（ERS）、食品安全検査局（FSIS）、動植物衛生検査局（APHIS）、海外農業サービス局（FAS）等の部局に分かれる。

ペット・実験動物

動物福祉法（AWA）

馬（愛玩・使役）

馬保護法（HPA）

家畜・家きん

28時間法

家畜の人道的と畜法

食鳥検査法

いわゆる家畜・家きんの生産段階における取り扱い方法については、連邦政府による統一的な規制やガイドラインは存在しない。

01-② 連邦政府におけるAWの制度の運用

家畜・家きんの生産段階における取り扱い方法については、各生産者団体による認証プログラム、基準やマニュアルが定められている。さらには生産者団体とは独立した団体による認証プログラムも存在しており、代表的なものがUSDAのウェブサイトの一部掲載されている

Certified Humane Certification Program



- ✓ ワシントンDCに本部を置く非営利団体であるHumane Farm Animal Care が運用。
- ✓ 動物学者、獣医師及び生産者たちにより、基準を策定。農場以外にも、認証を受けた農場に由来する原材料を含む製品を製造する食品製造事業者にも認証を実施。
- ✓ 多言語に対応した基準を公表しており、採卵鶏に関する基準については、日本語でも掲載。遺伝子組み換えやクローン技術の禁止や給餌を停止することによる強制換羽の停止などが含まれている。

Animal Welfare Approved



- ✓ Animal Welfare Approved (AWA) は非営利団体 A Greener Worldが運用するAW及び環境・持続可能性に関するプログラム。
- ✓ AWAは家畜そのものがAWA認証を受ける必要あり。
- ✓ 例えば、体外受精による生産、体外受精によって出生した牛の精液の使用が認められていないほか、除角の禁止、牧草地へのアクセス確保などが要件。

Global Animal Partnership (G.A.P.)



- ✓ G.A.P.は大手小売チェーンであるホールフーズ社のマッキーCEOによって2008年に立ち上げられたAWの認証ラベル。
- ✓ 要件の水準によって5段階のラベルに分類（肉用牛の場合は、ステップ1、2、4、5、5+）。飼養期間に占める放牧期間の割合、気候や天候からの保護、牧草地における植生、肥育仕上げの可否、子牛の飼養方法、輸送時間などの項目について要件を設定。

American Humane Certified



- ✓ 1877年、オハイオ州において、輸送中の家畜や使役動物の扱いを確保することを目的とする組織として設立。
- ✓ 農場での動物の取り扱い以外にも、ペット用の動物を供給する事業者や動物園等における基準も作成。
- ✓ 動物虐待防止の活動や保護活動のほか、自然災害等発生時には被災した動物の救助活動等も実施。

Cloverleaf Animal Welfare Systems

- ✓ カリフォルニア州食品農業局（CDFA）に最初に承認された第三者認証機関として、適合証明の実施と提出を行うことができる。
- ✓ AWに関する基準に対する確認だけでなく、家畜の取り扱いに関する訓練プログラムや施設設計に関する助言を実施。
- ✓ 家畜伝染病予防に関する農場の診断やコンサルティング業務も実施。



01-④ 各州政府による規制

生産段階における家畜・家きんの取り扱い方法について連邦政府による統一的な規制やガイドラインは存在しない中で、米国においては、各州における独自の規制を設けるための州法が定められている場合がある。USDA経済調査局（ERS）によると、2025年1月現在、合計15の州で家畜の飼育方法を規定する州法が成立している。

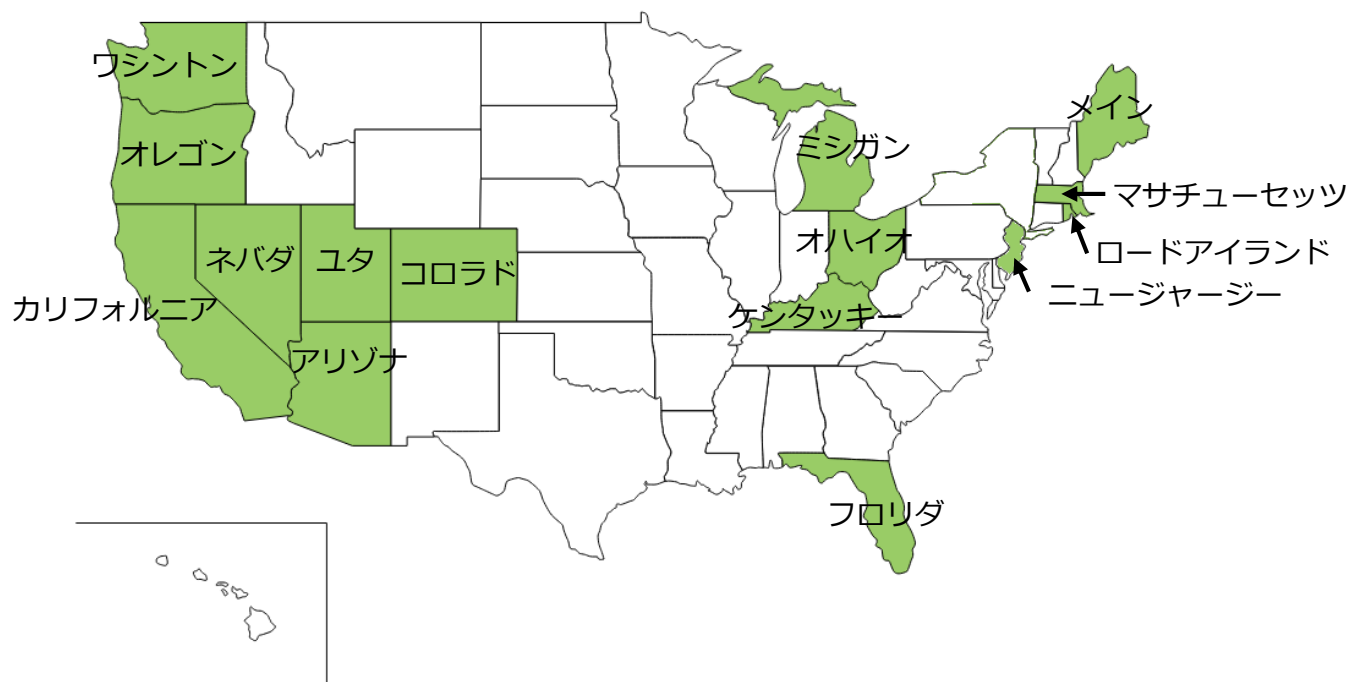
特に豚、採卵鶏の飼育方法については消費者の関心集中しやすく、人口が多い州を中心にAWに関する州法が成立している。例えば豚と採卵鶏の農場における動物が動けるスペースの確保や、母豚用の妊娠ストール、採卵鶏に対するバタリーケージの使用の制限または禁止などが主な内容となっている。

○各州における州法について

連邦制を採用する米国においては、連邦法や連邦政府が定める規制等の範囲外で各州における州法を定めることができる。

州による自治に関する権限は強く、州内において流通できる食品に関して、連邦法以上の規制を設けることなども可能となっている。

家畜の飼育方法を規定する州法を施行している州（15州）



01-④ 各州政府による規制

家畜の飼育に関する州法については、2002年のフロリダ州による豚の飼育禁止法の成立に始まり、最近施行された主な州法としては、カルフォルニア州による州法第12号（Prop12）とマサチューセッツ州による州法第3号（Q3）がある。Prop12およびQ3は、準拠していない州外で生産された豚肉や卵も州内での販売を禁止するという措置をとっている。そのため、これらの州法は当該州のみならず、当該州に販売を行う全米の生産現場に影響を与えている。

例として、豚の妊娠ストールに関する規制を行っている州は11州（アリゾナ州、オハイオ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、フロリダ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ユタ州、ロードアイランド州、ワシントン州）あるが、米国の豚肉の生産量の1%以上を占めている州はオハイオ州とミシガン州のみである。



妊娠ストールに収容される母豚



グループで収容される母豚



外環境と連続した施設で飼育される肥育豚

01-④ 各州政府による規制

採卵鶏のケージについては、11州（アリゾナ州、オハイオ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、ネバダ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ユタ州、ロードアイランド州、ワシントン州）が規制を設けており、1羽当たりの最小スペースの設定またはバタリーケージの使用禁止について定められている。生産者は、バタリーケージの代替として、垂直に自由に移動できるタイプのケージや平飼いの形態への移行等を行っている。



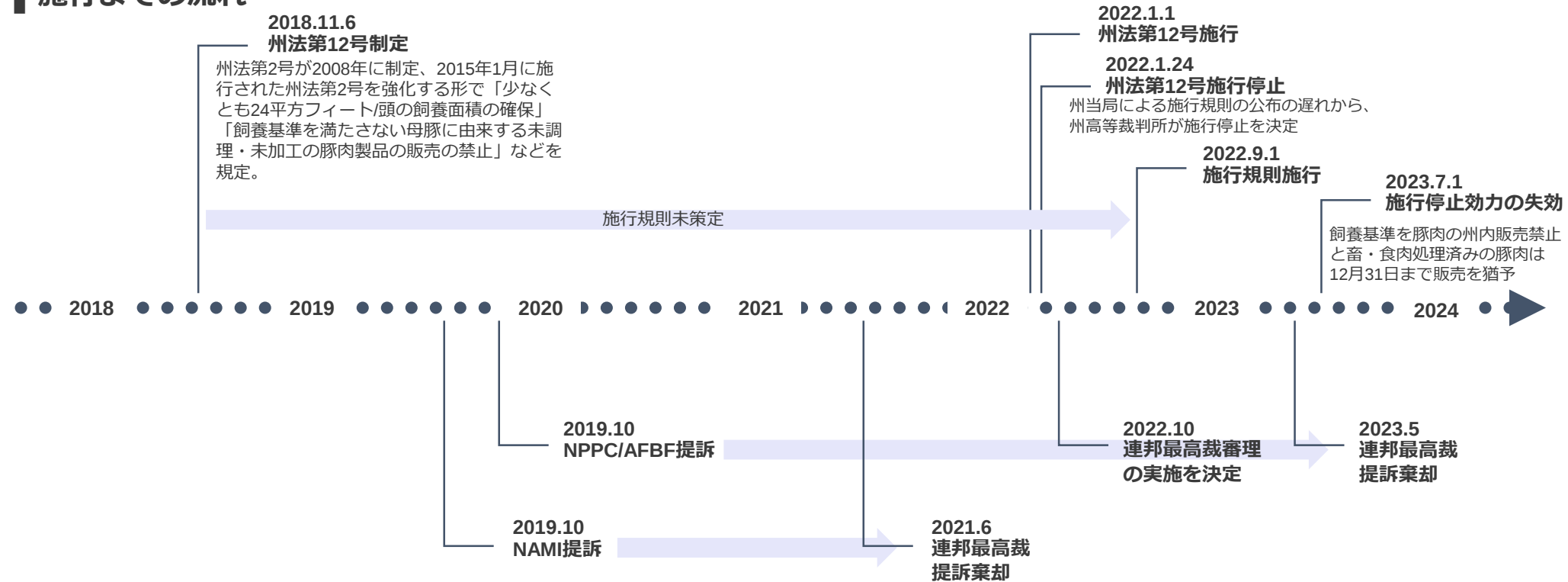
採卵鶏のバタリーケージでの飼育



採卵鶏が上下（3段）に移動できる設備

【参考】カリフォルニア州法第12号 – Prop 12 –

施行までの流れ



2024年1月1日から州法第12号の完全施行

- ✓ ディストリビューターの登録（2023年1月1日から12か月の間に登録が必要）
- ✓ 生産者とディストリビューターの第三者認証（2024年1月1日より前は自己認証、2024年1月1日以降は州が認定した第三者機関による認証が必要）
- ✓ 証明書類の貼付

02 生産者団体による受け止めと対応

02-① 生産者団体によるプログラム（肉用牛・牛肉）

取組の主体と目標

- ✓ 全米肉用牛生産者・牛肉協会（NCBA）が事務局を務める「持続可能な牛肉のための米国円卓会議（USRSB）」が業界を総括。
- ✓ 2022年4月、持続可能な牛肉に向けた目標として「家畜の健康と福祉」を含めた6項目を掲げ、それぞれの項目について、サプライチェーンのセクター別（肉用牛生産者、子牛市場関係者、食肉処理・加工業者、小売・外食業者）に目標と指標を設定。
- ✓ AWの項目の目標・指標において、生産者や子牛市場には牛肉品質保証（BQA）プログラム参加の促進、食肉処理・加工業者には従業員教育と第三者機関による監査、小売・外食業者にはAWへの対応方針の策定と公表などを取組の方向として設定。
- ✓ これらの目標の達成状況については、継続的にフォローアップしていくこととしている。

➤ USRSBの目標設定項目（重点項目）

01 温室効果ガス排出	02 土地資源	03 水資源	04 従業員の安全と福利厚生	05 家畜の健康と福祉（AW）	06 効率と歩留まり
----------------	------------	-----------	-------------------	--------------------	---------------

➤ USRSBによる持続可能な牛肉のための目標のうちAWの概要

セクター	指標	目標
繁殖農家	・ BQAの導入	・ BQA認証を取得する肉用牛繁殖農家の従業員の1年当たり10%増加
子牛市場	・ BQAの導入	・ 2030年までに会員企業・組織の全従業員によるBQAまたは家畜販売協会を通じた研修の受講
肥育農家	・ BQAの導入	・ 2030年までに肉用牛肥育農家の全従業員によるBQA認証の取得
食肉処理・加工施設	・ AWプログラムの策定 ・ AW違反件数 ・ 第三者機関による監査の合格率 ・ 継続的改善に向けた目標設定 など	・ 2025年までにすべての食肉処理業者の第三者機関による家畜輸送・取扱いに関する監査への合格 ・ 2025年までにすべての食肉処理・加工業者によるサプライヤーへの従業員訓練・基準順守の要求
小売・外食事業者	・ AW方針の策定と公開 ・ サプライチェーンに向けたUSRSB指標の適用推進 ・ サプライチェーンのAW順守の検証 ・ サプライチェーンにおけるAWの継続的改善への関与 など	・ 2023年までにすべての会員企業・組織による動物の健康と福祉に関する方針の公表 ・ 2025年までにすべての会員企業・組織による米国牛肉産業持続可能性フレームワークの適用推進と進捗を測定・評価する具体的な取組の実施

02-① 生産者団体によるプログラム（肉用牛・牛肉）



牛肉品質保証（BQA）プログラム

- ✓ BQAプログラムは、AW、労働者の安全、環境に配慮した方法で健康かつ安全にすべての牛を飼養していることを消費者に保証するため、NCBAが1991年に策定したプログラム。
- ✓ 本プログラムには生産者向け研修制度と認証制度があり、研修を受講して試験に合格した生産者が3年間有効なBQA認証を受けることが可能。
- ✓ 本プログラムの財源を出している肉用牛生産者牛肉振興調査ボード（CBB）によると、現在、BQA認証を受けた生産者は20万人以上、これらの生産者が生産する牛肉は米国産牛肉の85%以上を占めているとのこと。
- ✓ 牛の飼養管理・衛生管理、バイオセキュリティ、輸送、環境保護など、幅広く基準や目安を提示。
- ✓ 一部の州で規制・制限が設けられている断尾について、本プログラムでは断尾を推奨しないとし、尾部の損傷や壊死を防止するために飼養面積を確保することが有効であるとしている。

【参考】断尾の禁止・制限に関する規制のある州の例

州	規制内容
1 カリフォルニア州	【すべての牛】 ・緊急の場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。
2 ニュージャージー州	【すべての牛】 ・獣医師が個々の牛に対して必要と判断した場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。
3 オハイオ州	【乳用牛】 ・獣医師が個々の牛に対して必要と判断した場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。
4 ロードアイランド州	【すべての牛】 ・獣医師が個々の牛に対して必要と判断した場合を除き、飼養牛の断尾を禁止。

項目	主な内容
基本的かつ重要事項	・牛を適切に取り扱うための経験を積んだ者による飼養管理 ・日常的な牛の観察 ・安全で人道的かつ効率的な牛の移動や飼養が可能な施設整備 ・末期の病気や怪我を理由とした安楽死の人道的な方法
牛の飼養管理	・安全かつ円滑な牛の移動と拘束が可能な施設の設計と定期的検査 ・快適な飼養面積の確保、木などの自然の休息場所の推奨 ・飼料、水へのアクセスの確保
バイオセキュリティ	・バイオセキュリティのリスク評価とリスク軽減の計画策定 ・牛、人、機材・車両の往来に関するバイオセキュリティのリスク評価とリスク軽減 ・飼料と給餌機材のふん尿汚染防止
牛群衛生管理	・獣医学的、畜産学的観点から地域に適した衛生管理計画の策定と疾病予防の実践 ・飼料添加物と動物用医薬品の適切な使用 ・尾部損傷・壊死予防のための1頭当たり飼養面積の確保と断尾の非推奨 ・去勢時の痛み緩和の措置、適切な除角の方法
輸送	・牛の車両への積み込み、積み下ろし、輸送時の不要な苦痛の防止 ・牛の輸送時の留意点 ・牛の輸送契約時の留意点
環境保護	・環境保護および環境負担の軽減と生産性向上のための適切な飼料給与と水資源管理 ・農薬使用時の留意点 ・土壌と水資源に影響を与える主要な環境制御点の管理 ・牛の死体の適切な処分
その他	・投薬、治療、その他獣医療を受けた記録の保管 ・適切な牛の栄養管理の留意点 ・従業員の安全管理 ・疾病、事故の発生時の緊急対応計画の策定

02-① 生産者団体によるプログラム（肉用牛・牛肉）



仔牛肉品質保証（VQA）プログラム

- ✓ VQAプログラムは、人道的に子牛を飼養し、安全で高栄養価の仔牛肉を生産する業界の取り組みを示すためにNCBAが1990年に策定したプログラム。
- ✓ 本プログラムには生産者向け研修制度と認証制度があり、研修を受講して試験に合格した者が3年間有効なVQA認証を受けることが可能。
- ✓ 子牛の健康管理、飼料・水の給与と栄養管理、飼養施設、輸送など、幅広く基準や目安を提示。
- ✓ 一部の州で規制・制限が設けられている子牛用ストールについて、本プログラムでは、適切な飼養面積の確保、つなぐことの禁止、10週齢までの群飼養への移行などが示されている。
- ✓ なお、米国仔牛肉協会（AVA）は18年1月、すべての会員生産者が子牛のつなぎ飼いを廃止し、群飼育に移行したことを発表。

子牛の飼養方法に係る基準

- ✓ 子牛が容易に「立ち上がる」「伸びる」「横になる」「向きを変える」「毛づくろいをする」「他の子牛を視野に入れる」ことができる適切な飼養面積が確保されていること。
 - ✓ 子牛を決して繋がないこと。
 - ✓ 子牛は10週齢までに2頭以上の群飼養に移行すること。
 - ✓ 10週齢以上の子牛は疾病や怪我など健康上の目的以外で個別の牛房で飼養しないこと。
- など

項目	主な内容
子牛の健康管理	・動物用医薬品の適切な使用と保管 ・投薬、治療、その他獣医療を受けた記録の保管 ・予防接種 ・安楽死の留意点
飼料・水・栄養	・子牛への穀物給餌の留意点 ・水へのアクセスの確保 ・母乳と粉ミルク給与の留意点 ・子牛の栄養管理に適した飼料設計
飼養施設	・適切な飼養面積の確保 ・子牛の群飼養 ・休息場所の確保 ・暑熱、寒冷への対策
輸送	・子牛の移動時の留意点 ・子牛の輸送計画の策定と実践 ・子牛へのストレス負荷の防止
その他	・高水準な飼養管理のための手順書の策定 ・飼養管理を担う者への継続的な教育とマニュアルの策定 ・子牛の健康管理のための衛生管理計画の策定

02-② 生産者団体によるプログラム（酪農・生乳）

取組の主体と目標

- ✓ 酪農チェックオフ団体であるデイルー・マネージメント・インク（DMI）が国際乳食品協会（IDFA）とともに2008年に設立した米国酪農イノベーションセンター（Innovation Center for U.S. Dairy）が業界を総括。
- ✓ 米国酪農イノベーションセンターは持続可能な酪農・乳業に向けた業界の取りまとめを担い、「アニマルケア」を含めた5項目の重点項目を掲げる。
- ✓ アニマルケアの項目では、人道的かつ倫理的な乳用牛の飼養管理のための手順書である生産者保証責任管理（FARM: Farmers Assuring Responsible Management）アニマルケア・プログラムに基づく飼養を継続することとしている。



▶ 酪農イノベーションセンターの重点項目

01 持続可能な栄養	02 アニマルケア（AW）	03 環境スチュワードシップ	04 食品安全	05 地域社会
---------------	------------------	-------------------	------------	------------

生産者保証責任管理（FARM）アニマルケア・プログラム

- ✓ DMI及び全米生乳生産者連盟（NMPF）が2009年に策定したガイドライン。
- ✓ FARMアニマルケア・プログラムは、科学的根拠に基づく最高水準の飼養管理の下、牛乳・乳製品が生産されていることを消費者に保証することを目的。
- ✓ 参加を希望する生産者は、第三者評価機関による評価を受け、基準を満たしていれば本プログラムの認証を受けることが可能。
- ✓ 研修を受けた酪農協同組合、販売業者、加工業者が第三者評価機関となる仕組み。
- ✓ 第三者機関による評価は少なくとも3年に一度実施。基準を満たしていない場合、生産者に対して段階的な改善を要求。
- ✓ 継続的な教育、飼養施設、牛の管理、抗生剤の使用、離乳前子牛の管理など、幅広く基準や目安を提示。
- ✓ 一部の州において、規制・制限が設けられている断尾について、本プログラムでは怪我の治療などを除く「日常的に行われる断尾」を17年以降、段階的に禁止。
- ✓ 現在、米国内生乳供給量の99%以上が本プログラムに参加している農場から供給。

項目	主な内容
継続的な教育	・適切な飼養管理に関する研修の年1回の受講 ・離乳前子牛や歩行困難牛の飼養管理、安楽死に関する研修の年1回の受講
飼養施設	・暑熱、寒冷への対策 ・飼養面積、ストール寸法などの目安 ・休息場所の確保 ・事故防止、照明、換気などの施設・設備の設計
牛の管理	・一般的な疾病対策、予防接種、搾乳作業、難産対応などを記載した衛生計画書の作成 ・日常的な健康観察 ・去勢時の痛み緩和の措置 ・日常的な断尾の禁止
抗生剤の使用	・抗生剤使用記録の作成・保管 ・乳房炎管理による抗生剤使用抑制 ・残留検査の実施
離乳前子牛の管理	・飼養設備の目安 ・適切な移動方法 ・初乳給与 ・適切な除角の方法
その他	・牛の輸送時の留意点 ・歩行困難牛の飼養管理

02-③ 生産者団体によるプログラム（養豚・豚肉）

取組の主体と目標

- ✓ 全米豚肉委員会（NPB）、全米豚肉生産者協議会（NPPC）、各州の豚肉生産者協議会が運営する「ウィー・ケア（We Care）」というイニシアチブが主導。米国養豚・豚肉業界の持続可能性への取組として、業界の責任を自らが追求し、継続的に評価・改善するために2008年から開始。
- ✓ ウィー・ケアは倫理原則として、AWを含む6項目を掲げ、持続可能な豚肉の生産に必要なものと位置付け。
- ✓ 22年2月に公表された持続可能性報告書の中で、6項目それぞれについて、消費者や豚肉を取り扱う食品業界が求めているものを重視した目標を設定。
- ✓ AWの目標としては、豚肉品質保証（PQA）プラスプログラムと輸送品質保証（TQA）プログラムによる生産者・従業員の認証、PQAプラス農場評価などによって、AWに配慮した最高水準の豚の管理を実践することとした。



➤ ウィー・ケアの倫理原則

01	02	03	04	05	06
食品安全	AW	従業員の安全と教育	公衆衛生	環境	地域社会

PQAプラスプログラム

- ✓ NPBが2007年に策定した生産者の教育・認証プログラム、人道的な飼養管理プログラム、抗生剤使用ガイドラインを一つにまとめたプログラム。
- ✓ 豚の飼養方法への消費者の関心の高まりを受け、HACCPプログラムをモデルに策定されたもの。
- ✓ PQAプラス認定アドバイザーが実施する教育プログラムを受講した生産者は3年間有効なPQAプラス認証を取得。
- ✓ 豚肉の安全性とAWに焦点を当てた継続的改善プログラムとして設計されており、ウィー・ケアの倫理原則と同様の6項目について基準を提示。
- ✓ 現在、PQA認証を受けた生産者は7万1000人以上、これらの生産者が生産する豚肉は米国産豚肉の85%以上を占めているとのこと。

TQAプログラム

- ✓ 移動・輸送時の豚の取扱いに関する基準を提示。
- ✓ TQA認定アドバイザーが実施する教育プログラムを受講した生産者や輸送業者はTQA認証を取得。
- ✓ 移動・輸送時のストレスの軽減が体重減少の抑制や肉質の維持に寄与するものとしても参加を推奨。
- ✓ 現在、3万1000者以上の家畜取扱業者・輸送業者が認証を受けているとのこと。

PQAプラス農場評価

- ✓ PQAプラス認定アドバイザーによるPQAプラス認証生産者を対象とした農場評価。
- ✓ 豚の飼養管理の手順や飼養施設の確認などにより評価。
- ✓ 生産者がPQAプラス認証を受け、かつ農場がPQAプラス農場評価によって適切であると判断された場合に、PQAプラス農場認証を取得可能。

02-④ 生産者団体によるプログラム（鶏肉・鶏卵）

取組の主体と目標

- ✓ 全米鶏肉協議会（NCC）、全米鶏卵生産者組合（UEP）、米国鶏肉・鶏卵協会（USPEA）などの業界主要団体を中心となって2017年に設立した持続可能な鶏肉・鶏卵のための米国円卓会議（US-RSPE）が主導。
- ✓ 米国養鶏業界では、近年まで各団体、各企業がそれぞれ独自に持続可能性に向けて取り組んできたが、生産者、インテグレーター、食鳥処理・加工業者、GPセンター（鶏卵選別包装施設）、小売・外食業者などの鶏肉・鶏卵サプライチェーンの他、学術機関やNGOから構成されるUS-RSPEが業界を総括。
- ✓ US-RSPEは持続可能性の3本柱「鶏」「地球」「人々」を掲げ、「鶏」の優先事項にAWを組み込んでいる。
- ✓ なお、US-RSPEは2022年、業界の持続可能性への取組の進捗状況を測定して発信する「持続可能性の枠組み」を開始。持続可能性という観点からは、他の畜種業界と比較すると遅れがちではあるものの、従来からAWに配慮した鶏の飼養管理のガイドラインは広く普及している。

全米鶏肉協議会（NCC）アニマルウェルフェアガイドライン

- ✓ NCCが1999年にすべての鶏が適切に飼養管理され、人道的に扱われていることを確認するための基準としてNCC・AWガイドラインを策定。
- ✓ ブロイラー生産者向けと肉用種鶏生産者向けがあり、企業コミットメント、人材育成、ふ化場運営、飼養施設、輸送など、幅広く基準や目安を提示。



項目	主な内容
企業コミットメント	・AWプログラムの策定と実施 ・第三者機関による監査プログラムの策定と実施 ・AW違反の内部通報が可能な仕組みの確保
人材育成	・ブロイラーの行動とAWに関する研修の年1回の受講 ・研修プログラムの策定 ・従業員向け業務手順書の作成
ふ化場運営	・ヒナの安楽死、雌雄判別、ワクチン接種などに関する研修の年1回の受講 ・ガス、電気などのシステムの定期的な点検、故障時の警報システム、非常用電源の設置 ・ヒナ受傷時の対応プログラムの策定と受傷記録の作成 ・飼養施設、輸送車両における温度などの環境管理機能の設置 ・適切なデビーク（クチバシ切断）の実施
飼養施設	・農場におけるAW責任者の指定、事故や停電発生時の緊急対応計画の策定 ・気温・湿度などの環境条件の維持、捕食動物からの保護が可能な施設の設計・整備 ・バイオセキュリティプログラムの策定と実施 ・適切な飼養環境、飼養面積、飼養密度の確保
輸送	・輸送不適格な鶏の取扱いに関する手順書の策定 ・捕獲時の鶏の受傷を最小限に抑えるための手段・機器に関する訓練の実施 ・輸送時の気温・湿度などの環境条件の維持 ・捕獲から輸送、食鳥処理までの時間
その他	・食鳥処理業務に関する研修の年1回の受講 ・輸送中の鶏の死亡率の最小化

NCC Animal Welfare
Guidelines for Broilers

02-⑤ 生産者団体によるプログラム（鶏肉・鶏卵）

全米鶏卵生産者組合（UEP）認証プログラム



- ✓ UEPは、政府関係者、有識者、獣医師などから構成される諮問委員会に委託し、2002年にUEP認証プログラム、2006年にUEPケージフリー認証プログラムを策定。
- ✓ プログラムへの参加を希望する農場は第三者評価機関による評価の上、認証を取得可能。
- ✓ 認証取得後は、毎年同機関による監査を受ける必要。
- ✓ 認証農場から生産される鶏卵には認証ラベルを付すことが可能。
- ✓ クチバシの切断と処置、誘導換羽、捕獲・輸送、安楽死、バイオセキュリティ、飼養施設など、幅広く基準や目安を提示。
- ✓ 一部の州で規制・制限が設けられているバタリーケージ飼養について、バタリーケージ飼養向けのUEP認証プログラム、ケージフリー飼養向けのUEPケージフリー認証プログラムがあることからわかるように、本プログラムはバタリーケージの飼養を制限するものではない。
- ✓ UEPによると、米国産鶏卵の90%以上が本プログラムに参加する農場で生産されているという。

採卵鶏の飼養方法に係る基準

➤ バタリーケージ飼養

- ✓ 上段から下段ケージに排泄物が落下しない設備設計とすること
- ✓ 鶏が直立するためにケージ床の鶏舎の角度は水平から8度を超えないこと
- ✓ 67～86平方インチ/羽の飼養面積を確保すること など

➤ ケージフリー飼養

- ✓ 多段式鶏舎など垂直スペースに動くことができる鶏舎システムの場合、1.0平方フィート/羽の飼養面積を確保すること
- ✓ 一段階全排泄床式鶏舎など垂直スペースに移動できない鶏舎システムの場合、1.5フィート/羽の飼養面積を確保すること
- ✓ なお、室内飼養を主とする場合の屋外スペースは飼養面積に含まない など

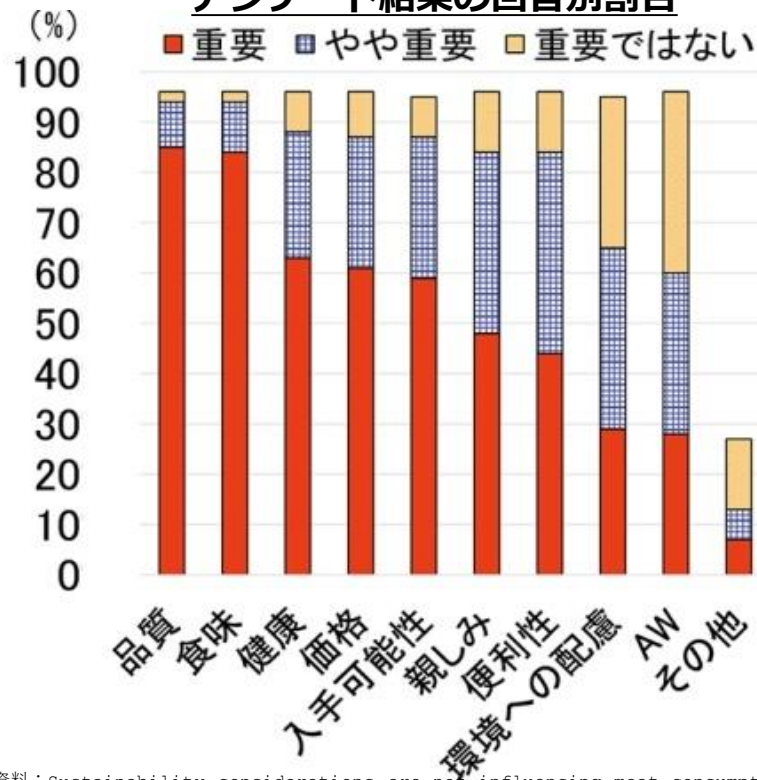
項目	主な内容
クチバシの切断と処置	・クチバシ切断後の飼料、水へのアクセスの確保 ・クチバシ切断後の体重減少抑制のための給餌 ・2回目のクチバシ切断方法
誘導換羽	・絶食を伴う誘導換羽法の禁止 ・水へのアクセスの確保 ・換羽中の体重減少の抑制 ・換羽中の死亡率上昇の抑制
捕獲・輸送	・捕獲時の窒息防止と積み上げ回避 ・捕獲・輸送に関わる者の訓練 ・ケージ飼養、ケージフリー飼養の場合の捕獲の留意点 ・輸送時の留意点
安楽死	・ヒナの安楽死に関する研修の定期的な受講と評価 ・痛みや苦しみを伴わない方法による安楽死 ・二酸化炭素ガスによる安楽死の留意点
バイオセキュリティ	・バイオセキュリティ計画の策定 ・鶏舎への人の入り方 ・敷地内への立ち入り制限 ・野生動物およびペットの侵入防止
その他	・ケージ飼養、ケージフリー飼養の場合の施設設計 ・ケージ飼養、ケージフリー飼養の場合の飼養面積の確保 ・飼料、水へのアクセスの確保 ・気温・湿度・照明などの環境条件の維持 ・定期的な点検、非常用電源の設置

03 消費への影響と消費者の受け止め

03 消費への影響と消費者の受け止め

AWに関して、飼育時の管理に関する規制が策定された場合、畜産物の生産コストの上昇により、一部は価格へ反映される。また、AWに関する取り組みに関する消費者の関心については、21年8月～9月にかけてアンケート調査が米国内で実施されている。同調査によると、食肉の購入に影響を与える要因について、ほとんどの回答者が「品質」（85%）と「食味」（84%）が重要と回答。「AW」については、「環境への配慮」（29%）に次いで28%が重要と回答。この報告では、食肉の消費量を削減する重要な要素は健康と価格であり、環境への持続可能性やAWではないとしている。

食肉の購入に影響を与える要因の重要度に関する
アンケート結果の回答別割合



【参考】 Power of Meat 2025の概要

Power of Meatは、米国における食肉市場の動向を消費者への聞き取りなども含め調査し、分析したレポートとなっており、年に1回公表される。

報告によると、米国においては98.2%の世帯が食肉を購入したとしており、特に外食の代替として家庭での調理が増加しているとのこと。特に消費者は「時短」「利便性」を重視した調理メニューを求めているとの結果であった。また、食肉購入の決め手は「味」とされている。

消費者においては、約4割は、小売店で販売される食肉は「人道的に飼育されたもの」と信頼しているものの、飼育方法や調達基準については透明性が求められており、AWや環境への配慮については、商品選択の動機となっているとされた。

04 今後の展望・課題

04 今後の展望・課題

米国のAWをめぐる規制については、引き続き、各州独自の州法が策定される動きが継続していくと考えられる。これまでAWに関する規制を設けていない州における新たな策定に加え、現時点で州法が定められている州において、新たな規制が追加されることも想定される。

一方で、一部の州法によって米国への食肉輸出に対しても影響が出ており、次期農業法案の期限も迫る中、生産者団体をはじめとした業界団体によるロビー活動や関係諸国による働きかけが行われている。

今後見込まれる米国内でのAWに関する動き

米国内における州法の新たな策定

- ・ 新たな州における州法の策定
- ・ 既存の州法に新たな規制が加わる可能性
- ・ 食肉生産を制限する運動が発生する可能性

関係団体や関係諸国からのAWに関する働きかけ

- ・ 生産者団体からのロビー活動
- ・ 豚肉供給国からの州法の緩和に向けた働きかけ

連邦議会・連邦政府による影響

- ・ 農業法案の審議
- ・ 連邦政府による働きかけ

○米国農業法について

農業法は、米国の農業政策の根幹を担っており、農家向けの作物保険から低所得者向けの食品アクセスまで規定している。農業経営者のみならず、食品流通分野、消費者の生活にも大きく影響することから、現在、農業法案の審議は、大きな政治的な動きとなっている。農業法は5年ごとに連邦議会での新たな法案の可決が必要とされているが、現行の農業法は2018年に成立し23年までの期限であったものが、期限の延長により存続している。

05 おわりに・御案内

05 御案内

- ALICのウェブサイトでは、米国を含む**北米の畜産に関する情報**を随時発信しています。ご関心のある方は、是非ご覧ください。



<https://lin.alic.go.jp/alic/week/us.htm>



-
- 米国輸出支援プラットフォームのウェブサイトでは、日本産牛肉を含む**日本産農林水産物・食品の輸出に関する情報**を随時発信しています。ご関心のある方は、是非ご覧ください。



<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/us/>



ご清聴ありがとうございました。

【ご注意】

- ✓ 本日の講演内容は発表者の見解に基づくものであり、報告者が所属する組織の公式見解ではありません。
- ✓ 講演内容および資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確性を期すよう努力しておりますが、保証するものではありません。本情報の採否は各自のご判断によって行ってください。
- ✓ また、万一不利益を被る事態が生じましても、主催機関および講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

アンケートにご協力をお願いします。下記URLのアンケートフォームからご回答ください。

<https://www.alic.go.jp/consumer/foods/event.html>

メールマガジン 広告募集します



「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」
の3誌でそれぞれ募集中です！

配信日は、原則毎月10日（砂糖類・でん粉）と25日（畜産、野菜）。
詳細はこちらをご覧ください。

https://www.alic.go.jp/koho/mng01_000275.html



公式ホームページバナー広告募集

- 掲載料:10,000円/月(縦60ピクセル、横150ピクセル)
- 申込み期間:随時
- 申込み方法:メールにて受付

申込み方法や期限などの詳細は
機構ホームページでご確認ください。



広告募集ページ



バナー広告掲載イメージ
トップページ右上部のバナー広告コーナーに掲載

総ページビュー数
700万件以上！
(2022年度実績)

総セッション数
390万件以上！
(2022年度実績)